

研究歴の認定に関する申合せ

〔平成9年9月25日
大学院委員会〕

博士論文審査取扱要領第3条第2項第6号に規定する「その他大学院医学研究科教授会議が前各号に掲げる方法と同等以上の方法により研究に従事したと認める期間」とは、次の基準を満たす期間とする。

(基準)

- 1 研究は、大学及び文部科学省大学共同利用機関で行っていること。
- 2 医学及び医学関連分野の研究に週4日以上かつ1日8時間以上従事していること。
- 3 1の研究機関において、その研究の期間が博士の学位申請のための研究歴として認定されていること。
- 4 1の研究機関で行った研究成果が優れたものと認められ、公表されていること。

附 則

この申合せは、平成9年10月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成19年4月1日から施行する。